

日本政府による Article 13” Right to education” 違反について

(独立行政法人) 日本学生支援機構が提供しているのは、奨学金ではなく学生ローンである。日本の奨学金事業は、経済的に恵まれない若者の修学を支援するのはほど遠く、若者たちを借金付けにし金利をむさぼり、支援するどころか若者の学ぶ希望を絶つという代物に成り下がっている。

『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 第16条及び第17条に基づく第3回政府報告』ⁱには「意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な学生のために、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、(独)日本学生支援機構が奨学金の貸与を行っている。また、(独)日本学生支援機構のほか、地方公共団体、公益法人等が奨学金事業を行っている。さらに、国公立の大学では、学生の経済的状況等により、授業料の減免が行われている。」ⁱⁱとある。しかし日本における奨学金事業はほぼ存在しないと言って良い。

まず、(独)日本学生支援機構以外の奨学金事業はほんの一部に過ぎず、(独)日本学生支援機構がほぼすべての事業を行っている。そして何よりも、(独)日本学生支援機構の奨学金事業は、奨学金とは名ばかりで現実には学生ローンに過ぎない。つまり、彼らは奨学金の給付はまったく行なっておらず、貸与するだけなのだ。しかもこの制度を利用する76%の学生に対して利子付きで金を貸している。つまり、彼らは貧乏な学生相手に金儲けをしていることになる。

また、学業を終えた者は返還しなければならないのだが、卒業後満足に職が見つからず年収が200万円にも満たない者からも容赦なく取り立て、延滞した場合は年利10%もの延滞金をつけて強制的に取り立てている。悪質な金貸し以下の行為である。

なお、日本の大学の学費は高い。公立大学の一年間の学費の平均は53万円であり、私立大学になると100万円を超える。このような状況のもと、学費を払うために(独)日本学生支援機構の奨学金を借りている学生は全大学生の約半数と、ニュースでは報道されている。

更に、現在日本では雇用市場が崩壊しかかっている。学生は良い職を得るために大学に進学するが、大学を出ても満足な仕事を得られない若者が急増している。そのような人たちからも(独)日本学生支援機構は厳しく取り立てるために、最近では借金を恐れて学業を諦める若者も増加しつつある。

すなわち、(独)日本学生支援機構は貧しい学生を支援するどころか、若者の将来への希望を打ち砕き、貧困者を食べ物にお金を巻き上げることをビジネスとし、我が国の貧困を加速させている団体なのである。

<勧告すべき内容>

日本政府は、早急に給付制奨学金制度の創設し、更にその適用枠を拡大し、そして(独)日本学生支援機構による貧困者に対する理不尽な取り立てをやめさせ、一定収入以下の人々に対して返済を猶予する制度の創設すべきである。

i Third Periodic Reports by the Government of Japan under Articles 16 and 17 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights.

ii For those endowed with both the desire and talent, but hampered from attending university because of their financial situation, the Japan Student Services Organization (an independent administrative corporation) awards scholarships in accordance with the provisions of the Act on the Japan Student Services Organization. In addition, municipalities, local governments, and non-profit public-interest corporations also operate scholarship programs. Moreover, national, public, and private universities waive or reduce tuition for needy students.